

滅菌技師・士奨学金給付規程

第1章 総 則

第1条（目的及び定義）

本規程は、一般社団法人日本医療機器学会 滅菌技士認定委員会（以下、「滅菌技士認定委員会」という。）が支給する滅菌技師・士奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 奨学金は「滅菌供給に関わる」知識習得のため大学院で学ぼうとする者に対し奨学援助をおこなうことにより、医療現場での滅菌供給業務に有用な人材を育成することを目的とする。
3. 本規程において「奨学金」とは、奨学生に給付する学資金（滅菌技師・士奨学金）をいい、「奨学生」とは、滅菌技士認定委員会から奨学金の給付を受ける者をいう。

第2条（奨学生の資格）

奨学生となる者は、以下の各号の双方に該当する者とする。

- 1) 第1種滅菌技師認定者または第2種滅菌技士認定者で人物が優秀であり勉学に意欲がある者。
- 2) 他の奨学金制度に未応募、又は他の奨学金制度を現に利用していない場合。

第3条（奨学金の給付期間及び金額・対象）

奨学金を給付する期間は、新規入学及び在学生にかかわらず大学院在籍中の最長2ヶ年とする。

2. 前項の期間中に給付する奨学金の額・対象は、次のとおりとする。
 - 1) 1年目 250,000円
 - 2) 2年目 250,000円
 - 3) 対 象 入学金ならびに授業料
3. 奨学金は、原則とし 返還を要しない。ただし、滅菌技士認定委員会は、第13条（奨学金の返還）の規程により、奨学生に対し、給付した奨学金の返還を要求することがある。

第4条（奨学金選考委員会）

滅菌技士認定委員会は奨学生を選定するため、奨学金選考委員会を設置する。

2. 奨学金選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

第5条（奨学生応募申請書類等の提出）

奨学生志望者（新規入学）は、次の各号に掲げる書類を9月1日から12月15日の間に滅菌技士認定委員会に提出するものとする。

- 1) 応募申請書
- 2) 推薦書（所属先上長等の推薦）
- 3) 履歴書
- 4) 研究発表実績（学会での演題発表、投稿掲載原稿等）
- 5) 大学院での研究計画概要
- 6) 合格通知書のコピー（通知受領後速やかに）

2. 奨学生志望者（在学生）は、次の各号に掲げる書類を9月1日から12月15日の間に滅菌技士認定委員会に提出するものとする。

- 1) 応募申請書
- 2) 推薦書（所属先上長等の推薦）
- 3) 履歴書
- 4) 研究発表実績（学会での演題発表、投稿掲載原稿等）
- 5) 大学院での研究概要
- 6) 在学証明書

第6条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、奨学金選考委員会にて書類審査をおこない、書類審査通過者を対象に面接及び選考を経て、選考委員長が決定し、その結果は、滅菌技士認定委員長を経て本人に通知する。

2. 選考結果については、次の理事会において報告するものとする。

第7条（奨学金の給付）

奨学金給付（新規入学）は、採用決定後1ヶ月以内におこない、翌年の2年次開始時に再度給付するものとする。

2. 奨学金給付（在学生）は、採用決定後1ヶ月以内に2年分をおこなうものとする。

3. 奨学金給付は、奨学生の指定する銀行口座に送金する方法によりおこなうものとする。

第8条（奨学金領収書の提出）

滅菌技士認定委員会は奨学金の給付を受けた奨学生に対し、領収書の提出を求めることができる。

第9条（異動届出）

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を滅菌技士認定委員会に届出なければならない。

- 1) 休学、転学、留年、または退学したとき
- 2) 停学その他の処分を受けたとき
- 3) 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき。

第10条（奨学金の停止）

奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

第11条（奨学金の復活）

前条の規程により奨学金の給付を停止された者が、奨学金の停止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を願い出たとき、奨学金の給付を復活することができる。

第12条（奨学金給付の取消）

滅菌技士認定委員会は、奨学生が次の各号に該当すると認めたときは、奨学金の給付を取消す。

- 1) 学業成績を理由に留年したとき
- 2) 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- 3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

- 4) 在学大学院で処分を受け学籍を失ったとき
- 5) 第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- 6) 課程修了後1年以内に修士号を取得できなかったとき
- 7) 本規程第16条（奨学生の責務）に定める責務に特段の理由なく違反したとき

第13条（奨学金の返還）

滅菌技士認定委員会は、奨学生又は奨学生であった者が、第9条（異動届出）に定める届出の義務を故意に怠った場合又は第10条（奨学金の停止）若しくは第12条の各号の一つに該当した場合はその者に対し、第3条（奨学金の給付期間及び金額・対象）項の規程にかかわらず、給付した奨学金の全部又は一部の返還請求をすることができる。

第14条（奨学金の辞退）

奨学生はいつでも、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

第15条（奨学生の指導）

奨学生の資質の向上を図るため、研究テーマ等に応ずる相談をおこなうものとする。

第4章 奨学生の責務

第16条（奨学生の責務）

奨学生は以下の責務を負うものとする。

- 1) 2年間で大学院修士課程を修了し、卒業すること
- 2) 大学院修士課程を修了し卒業後、1年以内に研究成果報告として本学会誌「医療機器学」へ投稿し、採択・掲載（予定）されること

第5章 補 則

第17条（改廃）

この規程の改廃は、滅菌技士認定委員会の議決を経ておこない、理事会に報告する。

第18条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、滅菌技士認定委員会が別に定める。

附 則

（施行時期）

- 1. この規程は、2022年4月 1日から施行する。
- 2. この規程は、2024年4月20日から改正する。